

平成 27 年 3 月 25 日  
 西日本高速道路株式会社

## 重量超過等違反車両に対する取組みについて

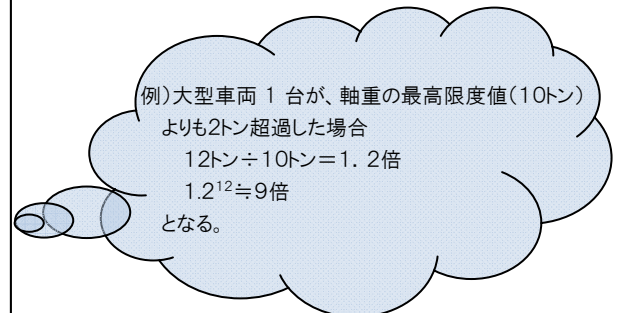
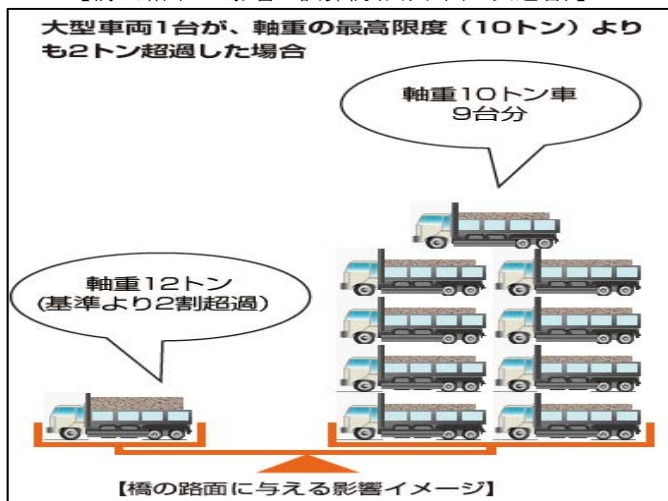
NEXCO 西日本(大阪市北区 代表取締役社長:石塚 由成)は、高速道路の構造物の劣化に多大な影響を与え、また重大事故に繋がる恐れのある重量超過等の車両制限令に違反する車両への取締りや違反者への指導を行い、違反車両の削減に取り組んでおります。

### 1. 重量超過等車両が道路の構造物に与える影響

車両の重量が道路構造物の疲労に及ぼす影響は、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。仮に大型車両1台が軸重(車両の1軸(左右両輪)あたりに係る荷重)10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対して約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

また、重量超過等の大型車両による事故は、死亡事故などの重大事故につながりやすく、また、散乱した大量の積荷や車両の撤去作業のため、長時間の通行規制を余儀なくされるなど社会・経済活動に多大な影響を与えます。

【橋の路面への影響の試算例(出典:国土交通省)】



【橋の路面に穴が空いた事例(出典:国土交通省)】

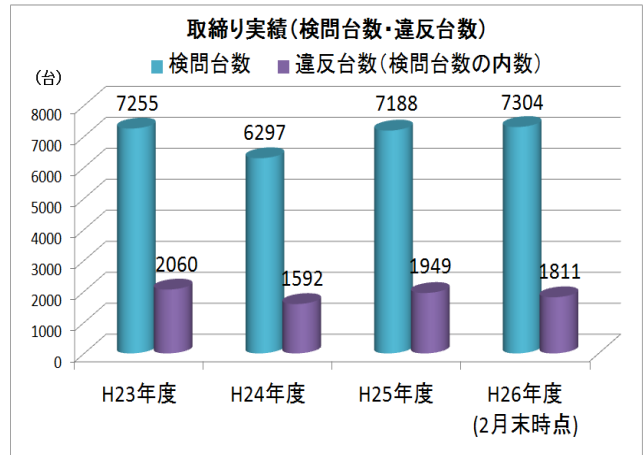
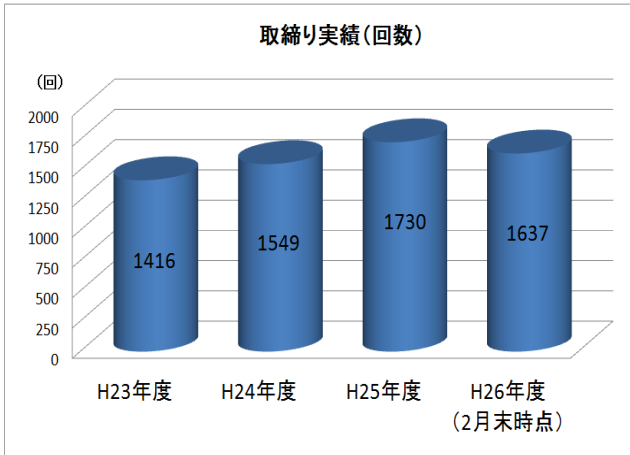


【大型車両の事故は重大な事故につながります】



## 2. 車両制限令等違反車両に対するNEXCO西日本の取組み状況

### ○違反車両に対する取締り



### ・高速道路入口等での法令違反車両取締隊による取締り(単独)

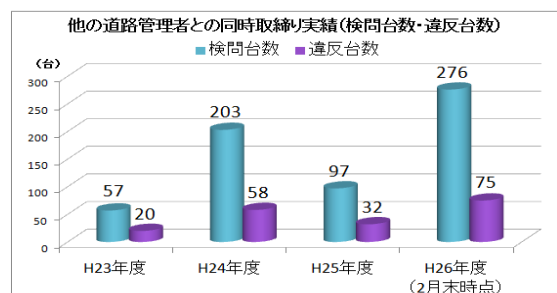
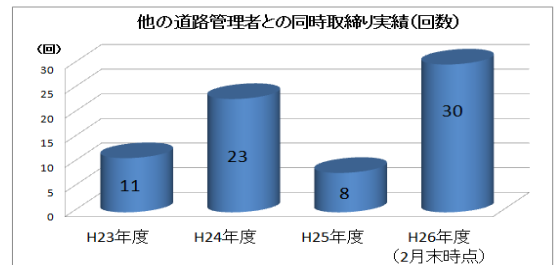
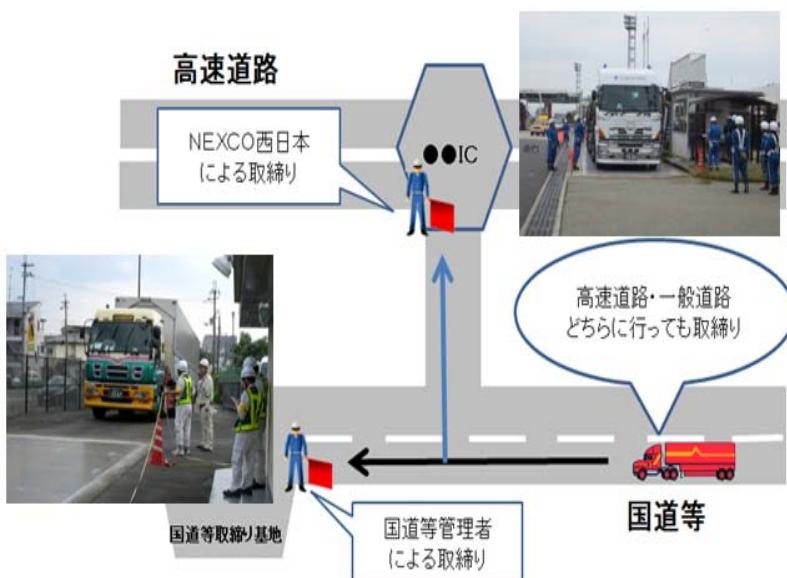
弊社が管理する高速道路入口やSA・PAなどの休憩施設において、日々、車両制限令等の法令違反車両に対する取締りを実施しております。昼間の取締りだけでなく、夜間の取締りも不定期で実施しております。



**【高速道路をご利用のお客様へ】**  
 料金所入口や休憩施設において法令違反車両等の取締りを行っています。  
 取締員の指示によりETC車も一旦停止していただくことがありますので、追突事故にご注意いただくとともに、ご理解とご協力をお願いします。

### ・弊社が管理する高速道路と並行又は接続する他道路管理者との合同取締り(同日・同時間)

一部の大型車両にあっては、高速道路入口で法令違反車両取締隊が取締りを実施している場合に、ルートを変更し、並行する国道や他の高速道路を走行するケースが見受けられます。そのような違反車両に対し、他の道路を管理している道路管理者と連携し、同日の同時間帯での取締りも実施しております。



・その他の取締り

前述の取締りの他、連続するICでの同時取締りや、時間帯によりICを移動しながら行う機動取締り、同一ICでの昼夜連続での取締りなどを実施しております。

○違反車両(者)に対する指導等の実施

・SA・PAでの啓発等活動

高速道路入口における取締り時はもとより、取締りICへの移動時にSA・PAに立ち寄り、落下物防止のため積載不相当車両への指導(積荷の是正等)を行うとともに、リーフレットを用いて重量超過車両の走行が道路の構造物に甚大な影響を与え、老朽化を早めていることを周知するための啓発活動を行っております。

【啓発用リーフレット】



・車限令違反者に対する講習会の実施

NEXCO3会社では、警察機関及び運輸局の協力のもと、車両制限令の講習会を実施し、一定の違反点数に達した違反者に対して講習会を受講させ、個別に改善指導を行っております。

【車両制限令講習会】



**参考** 道路は一定の構造基準により造られており、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの限度値を以下のとおり定めています。(道路法第47条1項、車両制限令第3条)

**セミトレーラ等の限度値の特例**

- ・総重量 25.0t~36.0t (高速自動車国道及び重さ指定道路において、軸距による)
- ・長さ セミトレーラ 16.5m フルトレーラ 18.0m

**【注意】** 積載物のみみ出しがある場合、長さの特例は適用外です。

※道路交通法では、車両の長さの10%を超えたのみみ出しを禁止しています。

上記の制限値を超える車両を通行させる場合、許可を得る必要があります。(道路法第47条2項)

3. 今後の重量超過等の車両制限令違反車両に対する取締り・指導

平成26年5月9日に国土交通省より発出された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を受け、検討してまいりました強化策について、特に悪質な違反者に対する即時告発や積荷の減載、通行許可を取得するまでの間の通行の中止を命ずる措置、常習的な違反者に対する指導の強化など実効性のある措置を進めてまいります。